

公 表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会教育長、久留米市高良内財産区管理者及び久留米市田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年5月31日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和３年度

部局名： 健康福祉部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	事務監査	文書管理事務	行旅死亡人に係る事務処理の専決権者を誤っているものがある。	ご指摘を踏まえ、起案文（見出し）及び決裁区分を正しく改めました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	事務監査	審議会等事務	附属機関等の会議について、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。	ご指摘を踏まえ、市ホームページ上で会議資料等を公表いたしました。今後は適正な事務に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	現金取扱事務	出納員及び会計職員に、その身分を証明する証票が交付されていない例がある。また、証票を携帯せずに金銭会計事務を行っているケースがある。	ご指摘を踏まえ、出納員及び会計職員に該当する職員に対して身分を証明する証票の交付を行いました。今後は適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	郵便切手等管理事務	切手管理簿において、令和２年度の管理簿の記載に誤りがある等、適正な管理がなされていない。	ご指摘を踏まえ、現状を確認し誤りを改めました。今後はチェック体制の強化を図り、適正な管理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	契約事務	（１）契約事務において、契約相手方の損害賠償額の上限を設定しているもの、契約解除の解除要件を限定しているもの、契約不適合責任における履行追完請求等、市の権利行使期間が短くなっているものなどがあり、市にとって不利な内容になっているものがある。	ご指摘を踏まえ、次年度の契約の際、契約書の文言を改めました。今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	契約事務	（２）業務委託契約や賃貸借契約において、仕様書が契約書と一体化されていないものがある。	ご指摘事項を踏まえ、課内周知を徹底し、今後は仕様書と一体となった契約書を作成いたします。
指摘事項	財務監査	契約事務	（３）契約事務において、暴力団の排除について定めた条項に誤りがあるものがある。	ご指摘事項を踏まえ、関係法令等の確認に加え、担当職員以外の職員が再度、確認する等のダブルチェックを行うなどチェック体制の強化を図り、適切な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	契約事務	（４）令和３年度布団類の単価契約において、暴力団排除条項が設けられていない。	ご指摘を踏まえ、次年度の契約の際、契約書の文言を改めました。今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	物品管理事務	公用自転車の管理において、鍵が所在不明になる等、適正な管理がなされていない。	ご指摘を踏まえ、所在不明となっていた自転車3台の鍵を回収し、自転車保険の更新を行いました。今後は、適正な管理運用を徹底するよう努めてまいります。
意見	事務監査		（１）８０代の親が５０代の子どもの生活を支える８０５０問題や介護と育児のダブルケアなど住民が抱える課題が複雑・複合化している。生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、これまでの分野別の縦割り支援では限界がある。国は地域共生社会の実現を理念とし、市町村が包括的な相談支援体制を構築・実践できるよう、本年４月から交付金を一括化するなど重層的支援体制整備事業を創設した。 本市は、平成２７年度から生活支援体制整備事業に取り組み、生活支援コーディネーターの配置や地域での支え合いの仕組みづくりを進めてきた。本年４月に重層的支援体制の整備もスタートさせたが、市民の理解や体制整備の状況はまだ十分とは言えない。 少子高齢化と人口減少が進む中で、地域のつながりの強度は、自治会間や校区間で幅がある。本事業は「まちづくり」の視点でも取り組むべき課題であり、健康福祉部のみで対応できるものでないことは明らかである。重層的支援体制整備事業を実効あるものにするには、分野を越えた複合的支援体制の構築が急務である。総合政策部や協働推進部、子ども未来部、教育委員会など関連部局との連携強化が求められる。これを機に、縦割りの解消、既存事業の統廃合を進め、市民にわかりやすい、効果的な体制となるよう検討されたい。本事業は手あげ方式の事業であり、その積極性如何により自治体間格差が広がることが予想される。住みやすさ日本一を目指す本市に相応しい先進的な体制を構築されたい。	ご意見のとおり、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があり、令和３年度の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。 本市においても、制度の縦割りを解消、効果的な相談支援体制を整備するため関連部局との連携を強化した体制作りに努めてまいります。

指摘事項等				措置状況等
意見	事務 監査		（２）令和元年６月に動物愛護管理法が改正され、動物の殺傷に対する罰則強化や動物取扱業が遵守すべき基準の制定、犬猫販売業におけるマイクロチップ装着の義務化など規制が強化された。福岡県は本年３月に第３次福岡県動物愛護推進計画を策定し、県内の自治体をはじめ、獣医師会、業界団体、動物愛護団体等が一体となり、犬猫の殺処分数の削減に取り組むこととした。 本市は、平成２０年の動物管理センター開設当初は、収容した犬猫の大半を殺処分していたが、獣医師会等関係者や地域住民、動物愛護ボランティア（以下「ボランティア」という。）の理解・協力を得ながら、譲渡や過剰繁殖防止、動物取扱業者への指導、ペットの適正飼養の普及・啓発等に取り組んできた。この結果、犬猫の譲渡数は平成２０年度３件であったが、令和２年度は108件に増加した。殺処分数は平成２０年度899件あったが、令和２年度は20件に減少した。 ペットフード協会が発表した２０２０年全国犬猫飼育実態調査結果（推計値）によると、１年以内に新たに飼われた犬猫は計約95万匹で、前年比で約15％増加した。「新型コロナウイルス禍の影響で、ペットとの生活から癒しを求める傾向がうかがえる」と分析している。ペット飼養者の増加に比例し、飼養放棄や遺棄などによる野良犬猫の過剰繁殖や多頭数飼育崩壊などのリスクが高まると予想される。 ペットの適正飼養の普及・啓発活動が効果を上げるためには、ボランティアとの連携協力体制を築くことが必要である。譲渡会の開催や相談会等のイベント開催など各種事業の展開は、市と獣医師会や関係団体等との連携だけでは限界もある。本年７月、市議会の教育民生常任委員会では、ボランティア団体との協働が不十分であるとの指摘があった。ボランティアの取組みは、団体による意識や考え方の違いから、横断的なつながりに発展しない場合がある。市が束ね役となり、指導助言を行われたい。	譲渡の推進による犬猫の殺処分数の削減をはじめ、ペットの適正飼養の普及・啓発や野良猫対策等については、ボランティアと連携協力体制を築き、協働による取組みを推進することが重要であると認識しています。 協働の推進を図るため、ボランティア団体や動物愛護推進員等呼びかけて野良猫対策に係る会議等も開催していますが、協働の取組に高い基準を求める意見と、基準が高すぎると参画が困難になるという意見の対立で会議が紛糾したり、押し付け感を感じて離脱するケースも生じており、ご指摘のとおり協働が十分に進んでいるとは言えない状況となっております。 今後、このような状況の解決が図られ、より良い形で協働が進むよう、市が束ね役となって、調整や指導助言に努めてまいります。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 3 年度

部局名： 子ども未来部

指摘事項等			措置状況等
意見	事務監査	就学前の子どもをめぐる保育、医療の提供、貧困の解消、虐待の防止などの課題はかつて、親族や地域住民らによって担われてきた。核家族化や地域のつながりの希薄化により、公の役割への期待が高まっている。その役割は多岐にわたるため、縦割り支援だけでは限界がある。保育サービスひとつをとっても、保育所、認定こども園、幼稚園等があり、市民には違いがわかりにくい。支援メニューはそれなりに充実していると思われるが、それぞれの支援サービスは所管部署が異なることもあり、十分に市民に理解されているとはいえない。利用者にわかりやすい方法でサービスの情報提供に努めるとともに、切れ目のない子育て支援として、相談対応のワンストップ化の充実や必要な子ども・家庭への支援が確実に届くよう検討が必要ではないか。 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であり出発点であろう。保護者が、子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが必要であろう。所管部局である子ども未来部が積極的に関係部局との連携、協力を図りながら、市民が安心して子どもを産み育てることができるよう総合的な子育てサービスの構築に取り組まれない。	子ども未来部では、平成 2 9 年に母子保健と子育て支援を一元化した「こども子育てサポートセンター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施してまいりました。令和 3 年 4 月には、子ども政策課が所管していた地域子育て支援拠点・子育て支援事業をこども子育てサポートセンターに移管するなど、地域とのつながりの中で子育てができる環境づくりを進めています。 また、本市の子育て支援に関する情報発信については、令和3年10月に市のホームページとは別にしていた「結婚応援・子育て支援総合サイト」を廃止し、「結婚応援・子育て支援総合サイト」に掲載していた内容を市の公式ホームページに統合しました。併せて、ホームページの構成を見直し、目的やライフステージから検索できるようにして、利用者が必要な情報を探しやすくしました。また、公式LINEを活用し、プッシュ型の情報発信を行うなど、情報発信の充実・強化を図っています。 今後も、関係部局・関係機関・NPO団体等との協働を図りながら、必要な方に必要な支援を届け、安心して生み育てられる子育て支援に努めてまいります。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 3 年度
部局名： 教育部

指摘事項等				措置状況等
指摘事項	事務監査	公印取扱事務	不要となった公印について、適切な事務手続がなされていないものがある。	ご指摘を踏まえ、旧浮島小学校の公印の確認・回収、廃棄に係る手続き、また、公印台帳の処理を行いました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	事務監査	文書管理事務	修繕業務において、契約締結伺いの決裁が未了のまま業務が行われているものがある。	今後は、修繕の実施や契約に係る起案文書の適正な運用に努めてまいります。
指摘事項	事務監査	審議会等事務	附属機関の委員が交代する際に、前任者の解嘱の手続きが行われずに後任者の委嘱が行われているものがある。	ご指摘の内容については、修正いたしました。今後、適正な事務に努めます。
指摘事項	財務監査	旅費支給事務	旅行命令書において、命令権者を誤っているものがある。	ご指摘の内容については、修正いたしました。今後、適正な事務に努めます。
指摘事項	財務監査	財産管理事務	廃校に伴う公有財産の用途廃止手続きが行われていないものがある。	ご指摘の内容については速やかに修正いたしました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。
意見	事務監査		2019年12月に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想（以下「構想」という。）は、2020年度中に児童生徒1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するよう計画が前倒しされた。本市は同年度中に整備を完了した。教育活動で有効に活用することが求められる。 教師のICT活用能力は構想を実現する上で欠かせない要素である。デジタル環境で育った児童生徒の適応は早いと思われるが、不得意な教師に対する研修などサポートは十分であるか。ICT活用を前提としたデジタル教材の開発や選択、カリキュラムは学校間で格差のないよう用意されているか。長年の課題である学力向上に生かされているか。情報モラルやリテラシーの育成は十分に行われているだろうか。本市はGoogle社と連携し、スタート時における教育ICT環境の充実に取り組んでいるが、今後も継続的に外部専門家の活用を積極的に行っていくことが必要ではないか。 運用面では、持ち帰りの際に想定される「破損・故障」、「不適切サイトへのアクセス」などのリスク管理は講じられているか。校内通信ネットワーク環境は、整備済みとのことであるが、一般教室以外でも利用できるか。多くの児童生徒が一斉に接続した場合、通信の遅延や障害が生じることがないように十分な通信環境が整備できているか。サイバー攻撃などに対するセキュリティ対策は十分であろうか。 財政面では、学習用端末等の更新時の費用負担の問題がある。仮に国の費用負担がなくなった場合の対応も検討しておく必要がある。 今回、国の計画の前倒しでハード整備が先行したため、ソフト面の準備に十分な時間をかけることができなかったのではないかと懸念される。学校教育課や教育センターなど関係課と緊密に連携し、学校現場の声をよく聞きながら実情の把握に努め、必要な対策を講じられたい。	教育面では、全校一斉にICTを活用した教育活動に取り組むため、各校に校長を責任者とする運用面・活用実践面での推進体制を整備するとともに、各校にICT推進リーダーを育成し、校内研修や授業実践等に取り組んでいます。ヘルプデスクの設置やサポーター等による支援、教材・実践事例・マニュアル等の必要な情報を教員がいつでも共有できる仕組みの導入などを行っていますが、今後も全ての教員が安心して取り組めるよう、継続した支援や教員間の情報共有等を行っていく必要があります。 また、端末活用に伴う危険性を十分に認識し、端末の活用前には、健康面や情報モラル・情報リテラシーに関する児童生徒への指導等を行い、保護者の皆様にもご協力をお願いしているところです。 運用面では、安全かつ円滑に端末を活用できるよう、有害サイトやSNS等へのアクセス制限、1人1アカウント（パスワードも個別）の運用等を行っています。今後、端末活用が更に進むことが想定されることから、より安定的かつ様々な教育活動にも対応し得る通信環境を確保するため、必要な検証等を行ってまいります。 今後は、校長会や現場教員と市教委等で構成する「くろめGIGAスクール推進協議会」等において課題の洗い出しや改善策の検討・対応方針の共有等を図るとともに、学校教育課や教育センターなど教育委員会内の連携を強化しソフト面の充実を目指してまいります。併せて、国県への要望や、Google社との連携など専門的知見のある有識者の活用等を積極的に行いながら、より良い環境づくり、ひいては目標である「誰一人取り残さない個別最適な学びと協働的な学びの実現」に繋げてまいります。